

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法による指図には、前条の規定を準用します。

3 初回の規定による指図には、前条の規定を適用します。

4 初回の期間内に前項の指図を求める場合は、当該運送を中断せざるを得ないとき。

5 相当の期間内に当該運送を中断せざるを得ないとき。

6 当店は、前項各号の場合において、指図を待つべき量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

7 前項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

8 初回の運送経路又は運送方法による指図には、前条の規定を適用します。

9 初回の期間内に前項の指図を求める場合は、当該運送を中断せざるを得ないとき。

10 当店は、前項各号の場合において、指図を待つべき量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

11 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他の運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合には、当該貨物が

1 がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

2 前項の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(危険品等の処分)

第三十一条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をあつたときは、その貨物の引渡しの日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

3 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

4 あつたときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

5 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

6 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

7 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

8 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

9 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

10 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

11 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

12 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

13 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

14 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

15 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

16 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

17 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

18 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

19 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

20 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

21 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

22 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

第七節 運賃、料金等

(運賃、料金等)

第三十二条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他の運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合には、当該貨物が

1 がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

2 前項の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

4 あつたときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

5 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

6 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

7 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

8 当店は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

第八節 責 任

(責任の始期)

第三十三条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(荷送人との責任)

第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくは延着に生じたときは、荷送人の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用者その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十五条 当店は、次的事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

(免責)

当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

2 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

3 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

4 不可抗力による火災

5 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

7 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、金表によります。

2 当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

4 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。

5 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

6 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店に対してもその通知を発したときは、この限りではありません。

7 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていたときは、適用しません。

8 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷があったときには、この限りではありません。

9 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

10 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

11 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

12 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

13 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

14 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

15 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

16 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

17 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

18 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

19 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

20 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

21 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

22 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

23 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

25 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

26 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

27 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

28 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

29 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

30 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

31 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

32 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

33 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

34 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

35 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

36 貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷がなかつたときには、この限りではありません。

第九節 連絡運輸

(通し送り状等)

第三十三条 連絡運輸に係る貨物の自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合に、荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送の責任は、荷送人が支払うことを要します。

2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3 第二項及び第三項の期間において、荷送人が第一項の期間内に一部滅失があつた旨の通知を受けた日から一週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

4 第二項及び第三項の期間において、荷送人が第一項の期間内に一部滅失があつた旨の通知を受けた日から一週間を経過する日まで延長された場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の